

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の
一部を改正する政令案要綱

1. 課税期間が満了したオーストラリアを原産地とする電解二酸化マンガンを除き、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税について、関税定率法の規定に基づき、その課税期間を平成31年3月4日まで延長することとする。
2. この政令は、公布の日の翌日から施行することとする。